

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 社会保険診療報酬の返還

**Q** : 私は内科医を営んでいます。この度、社会保険監査により、昨年の社会保険診療報酬が過大であるとして、返還請求を受けました。

そこで、先月、支払基金に現金で過大請求分を返還したのですが、この返還した金額はどのように処理すればよいのでしょうか。

**A** : 返還した年分の必要経費に算入します。

#### 【解説】

事業所得の金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた取り消すことのできる行為が取り消されたことによって生じた損失の金額は、その損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することになっています。

ご質問の場合、事業所得の金額の計算の基礎となっていた支払基金からの診療報酬の一部が、過大であったことを理由に返還を求められていますので、返還額に相当する損失の金額が生じたこととなります。

したがって、支払基金に返還した報酬の金額は、その返還した年分の必要経費に算入することになります。

ちなみに、過大請求の部分については、社会保険診療報酬の所得計算の特例は適用ありません。

